

経営者の皆様及び人事労務ご担当者様へ

✓ひとつでも当てはまる方は、ぜひご参加ください!!

- 平成 25 年 4 月以降に、有期労働契約を反復更新し、通算 5 年経過する有期雇用労働者がいる。
- 「無期転換ルール」について詳しく知りたい。
- 有期雇用労働者の活用事例を知りたい。
- 就業規則を改定する際のポイントを知りたい。

県内最大規模の総合法律事務所



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

当事務所は、所属弁護士 24 名、新潟県内に 5 拠点（新潟・燕三条・長岡・新発田・上越）及び東京事務所をかまえる県内最大規模の法律事務所です。

弁護士法人 新潟第一法律事務所 主催 第 80 回定期セミナー

平成30年4月から！「無期転換ルール」への実務対策は万全ですか？

有期労働契約から無期転換への実務対応セミナー

期日 3/7 (火) 15:00-17:00

〈セミナー所要時間：2 時間〉

会場 技術士センタービル I 8 階 A 会議室

〈新潟市中央区新光町 10 番地 2〉

参加費 4,000 円 (税込) ※顧問先様・さむらいプラス会員様は、参加費 2,000 円

※当日、会場にて申し受けます

時間を 30 分延長いたします!!

先着 20 名様 限定



講師

弁護士法人新潟第一法律事務所

弁護士 五十嵐 亮

弁護士法人新潟第一法律事務所 長岡事務所 所属。

事故賠償チーム所属、労災案件の取扱い経験豊富。過去に「傷病休職から復職・退職に至るまでの対応方法セミナー」・「問題社員への正しい対応力を身につけるセミナー」・「長時間労働のリスクと求められる対策セミナー」などのセミナー講師を務め、労務に関するセミナーの実績多数。

セミナーハイライト 平成 30 年 4 月 1 日以降無期転換ルールの適用が想定されます。「無期転換ルール」とは、平成 25 年 4 月に施行された改正労働契約法により定められた、同一使用者との間で有期労働契約を繰り返し更新し通算 5 年を超えた場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できるルールのことです。無期転換ルールは、法律上、契約期間以外の労働条件などは従来のもままで基本的には問題ありませんが、無期転換ルールへの対応をきっかけに、労働者の働き方のニーズの多様化に対応した多様な働き方を検討するなど、持続的な人材戦略の好機として積極的に捉え、貴社の状況に即した対応を考える必要があります。

今回のセミナーでは、無期転換ルールの概要や無期転換の際の注意点を丁寧に説明するとともに、実際の導入事例もご紹介いたします。

参加ご希望の方は、お手数ですが FAX または Web より 3/6 (月) までにお申し込みください!!

FAX 申込 → 以下をご記入の上お申し込みください! FAX: 025-280-1552

フリガナ
事業所名 _____

フリガナ フリガナ * 2 名様まででお願いいたします
お名前 _____ 参加人数 名様

ご紹介者様のお名前 (_____)
*ご紹介者様がいらっしゃる場合にはご記載ください。(いない場合は、記載不要です。)

〒
ご住所 _____

電話番号 _____ FAX _____

E-MAIL _____ @ _____

[定期セミナー等のご案内 (メルマガ登録) について、今後の案内を希望しない]

※今後 FAX にてのご案内が不要の場合は、ご連絡をいただいたあとはお送りいたしませんので、お手数ですが送付不要のご連絡頂戴できますと幸いです。ご記入いただきました情報は、名簿等の作成、セミナーのご案内以外には使用いたしません。なお、ご紹介の方に、お申し込み状況についてお知らせする場合がございます。

お問い合わせ先 / 主催: 弁護士法人新潟第一法律事務所 理事長 和田光弘
新潟市中央区新光町 10 番地 2 技術士センタービル I・7 階 <担当: 渡辺・萩原・吉崎>
TEL: 0120-15-4640 FAX: 025-280-1552 URL: www.n-daiichi-law.gr.jp



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会 東京弁護士会 所属)